

○バス協会への要請について

平成24年5月28日、静岡労働局長室において、同局長・麻田千穂子が酒井公夫・静岡県バス協会長に対し要請文を交付した。

要請文は、同年4月29日、群馬県内の関越自動車道で起きた高速ツアーバスの事故を受けて行ったもの。

要請文の概要は下記のとおり。

- 1 労働基準法に定められた労働時間等の遵守を徹底すること。
- 2 自動車運転者について以下の改善基準告示遵守を徹底すること。
 - (1) 1日の運転時間は9時間以内（2日平均）
 - (2) 連続運転時間は4時間以内
 - (3) 1日の拘束時間は原則13時間以内（例外的に16時間まで可）
 - (4) 休息期間（勤務と次の勤務の間の私的時間）は継続8時間以上
- 3 労働安全衛生法に定められた健康診断実施を徹底すること。



麻田静岡労働局長（左）が酒井静岡県バス協会長（右）に要請文を交付しているところ